

札幌あおい税理士法人 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年8月1日～ 令和11年7月31日までの3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和8年8月～ 育児休業等に関する制度の内容や、取得を促進する会社の方針を記載した周知文書を全社員へ配布する。

目標2：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 令和8年8月～ 「育休復帰支援プラン」策定に向けて、育休取得予定者に対する面談を実施

目標3：育児休業を取得する社員の職業能力の開発・向上のための情報提供を実施する

<対策>

- 令和8年8月～ 育児休業を取得する社員の職業能力の開発・向上のための提供内容・方法等を検討する
- 令和8月10月～ 育児休業取得者が出次第、随時情報提供を開始